

京 都 大 学 人 文 科 学 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(所長)</p> <p>第3条 人文科学研究所に、所長を置く。</p> <p>2 所長は、人文科学研究所の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 所長の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることができない。</u></p> <p>4 所長は、人文科学研究所の所務を掌理する。</p> <p>(副所長)</p> <p>第4条 人文科学研究所に、副所長2名を置く。</p> <p>2 副所長は、人文科学研究所の専任の教授のうちから所長が指名する。</p> <p>3 副所長の任期は、<u>2年とし、指名する所長の任期の終期を超えることはできない。</u></p> <p>4 副所長は、所長の職務を助ける。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(所長)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 所長の任期は、2年とする。ただし、補欠の所長の任期は、<u>前任者の残任期間(当該期間が1年を超えない場合にあっては、当該期間に1年を加えた期間)とする。</u></p> <p>4 <u>所長は、引き続き再任されることができない。</u></p> <p>5 } (同 左)</p> <p>(副所長)</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 副所長の任期は、<u>指名する所長の任期の範囲内において、当該所長が定める。</u></p> <p>4 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p>